

令和5年度 第2回
杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会 次第

令和6年2月20日(火)午後7時
杉並区役所 西棟6階 第4会議室

1 開 会

保険福祉部長挨拶
会長挨拶

2 議 題

(1) 諮問事項の審議

令和5年度諮問第2号

令和6年度国民健康保険料率等の改定について

(2) 報告事項

杉並区国民健康保険第三期データヘルス計画等の策定について

3 その他

4 閉 会

【配布資料】

- ・ 席次表
- ・ 委員名簿
- ・ 諮問文(写)
- ・ 令和5年度第2回 杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会資料
- ・ 杉並区国民健康保険第三期データヘルス計画及び第四期特定健康診査等実施計画

**令和5年度 第2回
杉並区国民健康保険事業
の運営に関する協議会**

資 料

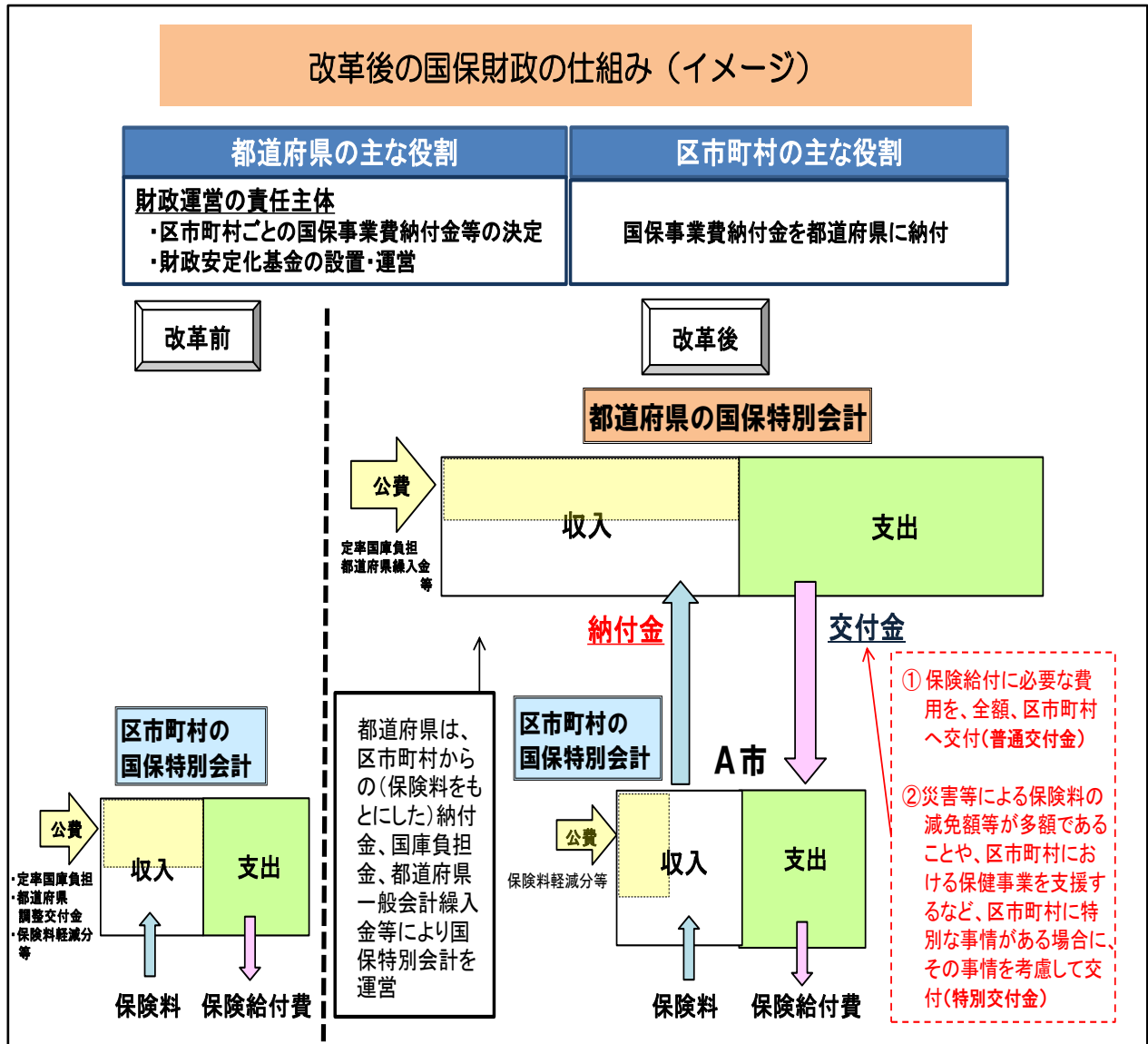
令和6年2月20日

杉並区保健福祉部国保年金課

国民健康保険制度改革（平成30年4月）の概要

国は、将来にわたって国民健康保険制度（以下「国保制度」という。）を維持するため、新たに東京都が財政運営の責任主体となる国保制度改革を平成30年4月に実施しました。

都は、この改革により「国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）及び標準保険料率」を決定・通知することになりました。区は、都が定めた標準保険料率を参考に、保険料率等を定め賦課・徴収するとともに、納付金を都に納付する仕組みに変わりました。



I 令和6年度 杉並区国民健康保険料率等の算定

(条例第14条の4、第14条の12、第14条の16、第15条の4 関係)

1 令和6年度 特別区国民健康保険基準料率等の設定について

特別区は、令和6年1月に国の確定係数に基き都が示した納付金等を参考にして、令和6年度特別区国民健康保険基準保険料率を算定し、特別区長会総会において決定します。

国保制度改革に伴う特別区の対応方針(平成29年11月14日区長会総会)

将来的な方向性〔都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は削減〕に沿って段階的に移行すべく23区統一基準で対応する。

ただし、この基準を参考に各区独自に対応することも可。

令和6年度以降の保険料算定におけるロードマップと介護納付金分の所得割率統一について (令和6年2月16日区長会総会)

当初計画から遅れた2年を延長することとし、令和8年度で納付金の100%を賦課総額にする。介護納付金分の所得割率については、令和6年度から23区統一の基準保険料率を示すこととし、ロードマップ達成時期(令和8年度)までの期間を経過措置期間とする。

(1) 令和6年度基準保険料率算定における基本的な考え方

特別区では、保険料で賄う経費として、都が示す納付金と、保険料の対象となる経費(葬祭諸費、出産諸費及び保健事業等)を合わせて賦課総額としています。

しかし、コロナ禍の影響等で納付金が増大してしまっている中、賦課総額を抑制する観点から、以下の負担抑制策を講じています。

① 激変緩和措置の延長

国保制度改革における保険料の急激な上昇を抑えるため、国・都と共に令和5年度までの6年間の激変緩和措置を講じてきましたが、特別区は独自に、コロナ禍等の影響により当初計画から遅れた2年間を延長し令和8年度に終了する計画に変更します。その結果、令和6年度保険料では納付金を98%に抑制(▲2ポイント)して算定しました。【R7:99%、R8:100%】

② 単年度負担抑制策

a 新型コロナウイルス感染症に係る医療費の増相当分約64億円を保険料に転嫁しないよう納付金(医療分)を4.5ポイント抑制しました。

b 財政安定化基金取崩額償還のために令和6年度納付金に加算された約39億円について保険料に転嫁しないよう納付金を1.2ポイント抑制しました。

これらにより、全体としての納付金を94.9%相当に抑制し保険料を算定しました。

③ 杉並区の介護納付金分の所得割率について

令和5年度まで各区で定めてきた介護納付金分の所得割率について、令和8年度の統一に向け、保険料全体の急激な上昇を抑えるためにも、令和5年度の料率を維持しました。

※2 賦課総額の基本的な考え方 参考資料1

※3 激変緩和措置期間 参考資料2

<令和6年度特別区の納付金額>

単位:千円

特別区	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	計
納付金算定額	228,279,407	72,500,116	26,677,686	327,457,210
激変緩和率	93.5%	98.0%	98.0%	94.9%相当
激変緩和等後額	213,413,819	71,050,114	26,144,132	310,608,065

2 保険料の賦課限度額

(1) 賦課限度額

国民健康保険法施行令の改定に伴い、医療分の賦課限度額は 65 万円（前年度と同額）、支援金分は 24 万円（前年度比 2 万円増）、介護分は 17 万円（前年度と同額）とします。

3 令和 6 年度の杉並区保険料率

国の制度改革及び令和 6 年度特別区国民健康保険料算定の考え方を踏まえて、区の令和 6 年度保険料率等を算定した結果、以下のとおりとなりました。

医療分

- 賦課割合 所得割：均等割 = 62：38（前年度 54：46）
- 賦課限度額 65 万円（前年度と同額）
- 均等割額 49,100 円（前年度 45,000 円 4,100 円増）
- 所得割料率 8.69%（前年度 7.17 1.52 ポイントの増）

支援金分

- 賦課割合 所得割：均等割 = 61：39（前年度 60：40）
- 賦課限度額 24 万円（前年度 22 万円 2 万円増）
- 均等割額 16,500 円（前年 15,100 円 1,400 円増）
- 所得割料率 2.80%（前年度 2.42% 0.38 ポイントの増）

介護分

- 賦課割合 所得割：均等割 = 59：41（前年度と同じ）
- 賦課限度額 17 万円（前年度と同じ）
- 均等割額 16,500 円（前年 16,200 円 300 円増）
-
- 所得割料率 ※各区で設定可 杉並区 2.20%（前年度と同じ）

4 保険料率等の算定にかかる参考資料

- 特別区国保における保険料率等の推移
参考資料 3
- 令和 6 年度 保険料賦課の内容と賦課計算の概要
参考資料 4
- 杉並区国民健康保険被保険者数の推移
参考資料 5

II 保険料の軽減に係る条例改正（条例第18条の2関係）

(1) 国民健康保険法施行令の改正に伴い、減額の対象となる所得の判定基準額について、それぞれ次のとおり引き上げます。

- 5割軽減の対象世帯 現行：29万円 ➡ 改正後：29万5,000円（5,000円増）
- 2割軽減の対象世帯 現行：53万5,000円 ➡ 改正後：54万5,000円（10,000円増）

(2) 減額する均等割額について、それぞれ次のとおり改めます。

区 分		令和6年度(案)	令和5年度	増減
基礎賦課額に係る 被保険者均等割額の軽減額 (被保険者一人につき)	7割	34,370円	31,500円	2,870円
	5割	24,550円	22,500円	2,050円
	2割	9,820円	9,000円	820円
後期高齢者支援金等賦課額に係る被 保険者均等割額の軽減額 (被保険者一人につき)	7割	11,550円	10,570円	980円
	5割	8,250円	7,550円	700円
	2割	3,300円	3,020円	280円
介護納付金賦課額に係る 被保険者均等割額の軽減額 (被保険者一人につき)	7割	11,550円	11,340円	210円
	5割	8,250円	8,100円	150円
	2割	3,300円	3,240円	60円

III 未就学児の被保険者等均等割額の減額に係る条例改正（条例第18条の3関係）

基礎賦課分及び後期高齢者支援金等の均等割額の変更に伴い改正する。

区 分		令和6年度(案)	令和5年度	増減
基礎賦課額に係る 被保険者均等割額の 未就学児1人について 定める額	ア	7,365円	6,750円	615円
	イ	12,275円	11,250円	1,025円
	ウ	19,640円	18,000円	1,640円
	エ	24,550円	22,500円	2,050円
後期高齢者支援金等賦課額に係る 被保険者均等割額の 未就学児1人について 定める額	ア	2,475円	2,265円	210円
	イ	4,125円	3,775円	350円
	ウ	6,600円	6,040円	560円
	エ	8,250円	7,550円	700円

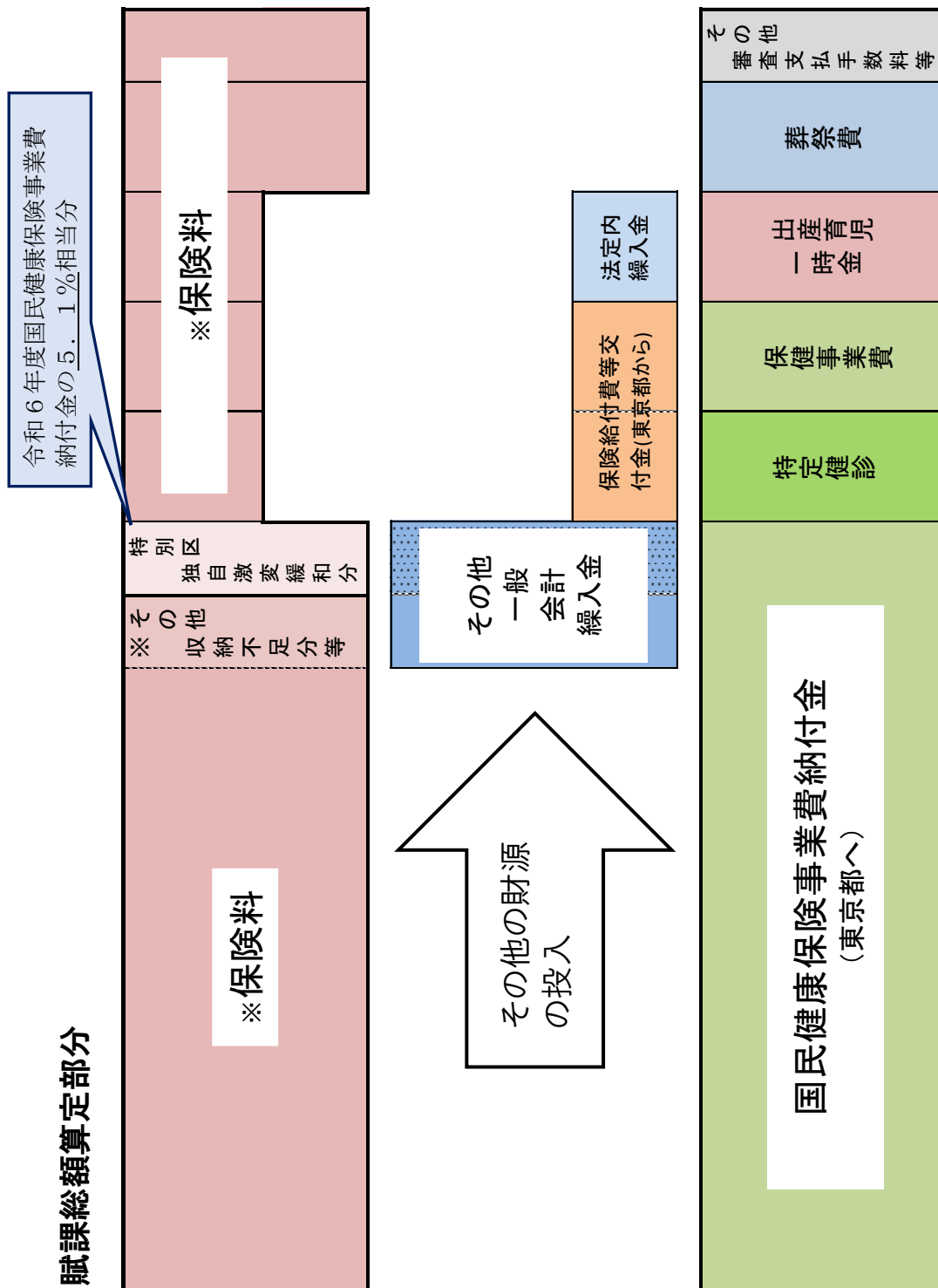
IV 出産被保険の保険料の減額に係る条例改正（条例第18条の4関係）

基礎賦課分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の均等割額の変更に伴い改正する。

区 分		令和6年度(案)	令和5年度	増減
基礎賦課額に係る 被保険者均等割額の 出産被保険者1人について 定める額	ア	14,730円	13,500円	1,230円
	イ	24,550円	22,500円	2,050円
	ウ	39,280円	36,000円	3,280円
	エ	49,100円	45,000円	4,100円
後期高齢者支援金等賦課額に係る 被保険者均等割額の 出産被保険者1人について 定める額	ア	4,950円	4,530円	420円
	イ	8,250円	7,550円	700円
	ウ	13,200円	12,080円	1,120円
	エ	16,500円	15,100円	1,400円
介護納付金賦課額に係る 被保険者均等割額の 出産被保険者1人について 定める額	ア	4,950円	4,860円	90円
	イ	8,250円	8,100円	150円
	ウ	13,200円	12,960円	240円
	エ	16,500円	16,200円	300円

賦課総額の基本的な考え方（令和6年度イメージ図）

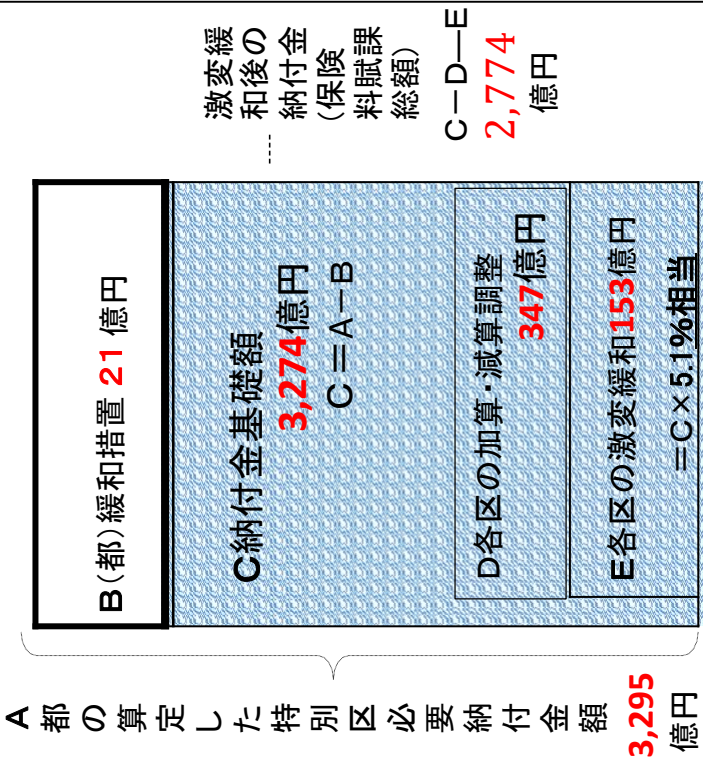
※ 賦課総額算定部分



激変緩和措置期間

- ・令和6年度に23区が東京都に支払う納付金に対し、都の緩和措置として、合わせて約**21**億円が投入される。
- ・保険料率の設定と、法定外繰入(特別区激変緩和分+未収分)は密接に関連する。このため、医療費増分(激変緩和分含む)は、段階的に保険料率等を上げていくことで、法定外繰入を縮減するとともに、収納率が100%に満たない未収分の法定外繰入は、引き続き収納率向上の取組みを強化し、縮減していく必要がある。

<令和6年度特別区に対する激変緩和>



<激変緩和と法定外繰入縮減イメージ図>



特別区国保における保険料率等の推移


区分		令和6年度 (案)	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
医療分・支援金分	賦課割合 (所得割:均等割)	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42
	所得割率 ※	11.49%	9.59%	9.44%	9.54%	9.43%
	医療分	8.69%	7.17%	7.16%	7.13%	7.14%
	支援金分	2.80%	2.42%	2.28%	2.41%	2.29%
	均等割額	65,600円	60,100円	55,300円	52,000円	52,800円
	医療分	49,100円	45,000円	42,100円	38,800円	39,900円
	支援金分	16,500円	15,100円	13,200円	13,200円	12,900円
	賦課限度額	89万円	87万円	85万円	82万円	82万円
	医療分	65万円	65万円	65万円	63万円	63万円
	支援金分	24万円	22万円	20万円	19万円	19万円
1人当たりの保険料 (減額措置適用後)	156,520円	143,363円	131,813円	124,989円	126,202円	
医療分	117,124円	107,348円	100,322円	93,389円	95,473円	
支援金分	39,396円	36,015円	31,491円	31,600円	30,729円	
介護分	賦課割合 (所得割:均等割)	58:42	58:42	58:42	58:42	57:43
	所得割率 ※	2.20% (杉並区)	2.20% (杉並区)	2.20% (杉並区)	2.20% (杉並区)	2.09% (杉並区)
	均等割額	16,500円	16,200円	16,600円	17,000円	15,600円
	賦課限度額	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円
	1人当たりの保険料 (減額措置適用後)	39,499円	38,808円	39,567円	40,879円	35,950円
合計	所得割率 ※	13.69%	11.79%	11.64%	11.74%	11.52%
	均等割額	82,100円	76,300円	71,900円	69,000円	68,400円
	賦課限度額	106万円	104万円	102万円	99万円	99万円
	1人当たりの保険料 (減額措置適用後)	196,019円	182,171円	171,380円	165,868円	162,152円

※ 所得割率は、「旧ただし書き所得」に対する料率である。

1人当たり保険料年度間差	13,848円	10,791円	5,512円	3,716円	3,428円
所得割の年度間差	1.90%	0.15%	-0.10%	0.22%	0.25%
均等割の年度間差	5,800円	4,400円	2,900円	600円	600円
賦課限度額の年度間差	2万円	2万円	3万円	0万円	3万円

令和6年度 保険料賦課の内容と賦課計算の概要

保険料は、年齢に応じて以下の計算式で加入者ごとに（計算式の組合せによって）計算し世帯ごとに決定されます。




【介護保険対象外】

A 医療分 + **B 支援金分**

(医療賦課額) (後期高齢者支援金等賦課額)

40歳未満の方の国民健康保険料




【介護保険第2号被保険者に該当】

A 医療分 + **B 支援金分** + **C 介護分**

(介護納付金賦課額)

40歳～64歳の方の国民健康保険料



【介護保険第1号被保険者に該当】

A 医療分 + **B 支援金分** + **介護保険料**

(介護保険課から通知)

65歳以上の方の国民健康保険料

A 医療分

$$\text{国保加入者ごとの保険料} = [\text{①所得割額} + \text{②均等割額}] \times \frac{\text{加入月数}}{12 \text{ か月}}$$

①所得割額 国保加入者の所得に応じてかかる	=	国保加入者の 賦課標準額 (注1)	×	所得割料率 8.69% 【R5年度は7.17%】
--------------------------	---	----------------------	---	-----------------------------

(注1) 賦課標準額 = 「旧ただし書き所得」 = 「前年の総所得金額等」 - 「基礎控除額 (43万円)」

②均等割額 所得、年齢に関係なく、 国保加入者全員にかかる	=	一人 年間 49,100 円 (未就学児は半額) 【R5年度は45,000円】
-------------------------------------	---	---

国保加入者ごとの医療分保険料を合計 → 世帯の医療分保険料・・・(A)

* 世帯の賦課限度額は 65 万円 【R5年度も同額】

B 支援金分

$$\text{国保加入者ごとの保険料} = [\text{①所得割額} + \text{②均等割額}] \times \frac{\text{加入月数}}{12 \text{ か月}}$$

①所得割額 国保加入者の所得に応じてかかる	=	国保加入者の 賦課標準額	×	所得割料率 2.80% 【R 5年度は 2.42%】
--------------------------	---	-----------------	---	-------------------------------

②均等割額 所得、年齢に関係なく、 国保加入者全員にかかる	=	一人 年間 16,500 円 〈未就学児は半額〉 【R 5年度は 15,100 円】
-------------------------------------	---	--

国保加入者ごとの支援金分保険料を合計 → 世帯の支援金分保険料・・・(B)

* 世帯の賦課限度額は 24 万円【R 5年度は 22 万円】

C 介護分 (40 歳から 64 歳の方の介護保険料 介護保険第 2 号被保険者)

$$\text{国保加入者ごとの保険料} = [\text{①所得割額} + \text{②均等割額}] \times \frac{\text{加入月数}}{12 \text{ か月}}$$

①所得割額 国保加入者のうち介護保険第 2 号 被保険者の所得に応じてかかる	=	国保加入者のうち介護保険 第 2 号被保険者の賦課標準額	×	所得割料率 2.20% 【R 5年度も同率】
--	---	---------------------------------	---	---------------------------

②均等割額 所得に関係なく、国保加入者のうち 介護保険第 2 号被保険者全員にかかる	=	一人 年間 16,500 円 【R 5年度は 16,200 円】
--	---	-------------------------------------

国保加入者ごとの介護分保険料を合計 → 世帯の介護分保険料・・・(C)

* 世帯の賦課限度額は 17 万円【R 5年度も同額】

世帯の医療分 保険料 (A)	+	世帯の支援金分 保険料 (B)	+	世帯の介護分 保険料 (C)	=	世帯の年間保険料
-------------------	---	--------------------	---	-------------------	---	----------

杉並区国民健康保険被保険者数の推移

区 人 口			被 保 険 者 数 等					国保加入率	
年 月 日	世 帯 数	人 員	加 入 世 帯 数	被 保 険 者 総 数	一 般 被 保 険 者	退 職 被 保 険 者 等	老 人 保 健 医 療 対 象 者	世 帯	人 員
	世 帯	人	世 帯	人	人	人	人		
S40. 4. 1	197,419	519,824	42,244	107,660	107,660	-	-	21.40%	20.71%
S45. 4. 1	205,911	520,357	55,321	128,750	128,750	-	-	26.87%	24.74%
S50. 4. 1	223,804	531,374	67,656	152,251	152,251	-	-	30.23%	28.65%
S55. 4. 1	225,140	518,962	75,271	158,300	158,300	-	-	33.43%	30.50%
S60. 4. 1	235,275	519,145	82,162	158,302	126,352	9,298	22,652	34.92%	30.49%
H2. 4. 1	248,600	521,570	92,173	161,711	121,217	11,968	28,526	37.08%	31.00%
H7. 4. 1	257,428	512,328	100,855	166,764	118,945	12,299	35,520	39.18%	32.55%
H12. 4. 1	270,999	513,180	118,657	186,334	125,728	14,139	46,467	43.79%	36.31%
H17. 4. 1	287,106	524,819	131,718	202,240	134,373	20,886	46,981	45.88%	38.54%
H22. 4. 1	302,099	539,211	106,061	154,559	150,206	4,353	-	35.11%	28.66%
H23. 4. 1	301,277	538,703	105,737	153,894	149,171	4,723	-	35.10%	28.57%
H24. 4. 1	301,873	539,482	104,620	151,940	147,560	4,380	-	34.66%	28.16%
H25. 4. 1	300,905	541,253	103,761	149,907	145,888	4,019	-	34.48%	27.70%
H26. 4. 1	303,516	545,210	102,899	147,429	144,049	3,380	-	33.90%	27.04%
H27. 4. 1	307,131	549,998	102,093	145,033	142,045	2,988	-	33.24%	26.37%
H28. 4. 1	311,632	555,897	100,516	140,902	138,765	2,137	-	32.25%	25.35%
H29. 4. 1	316,152	562,065	97,411	134,604	133,397	1,207	-	30.81%	23.95%
H30. 4. 1	319,995	566,551	94,685	128,936	128,422	514	-	29.59%	22.76%
H31. 4. 1	324,066	571,512	92,803	124,909	124,805	104	-	28.64%	21.86%
R2. 4. 1	327,480	576,093	90,309	120,679	120,679	0	-	27.58%	20.95%
R3. 4. 1	326,249	573,375	88,456	117,535	117,535	0	-	27.11%	20.50%
R4. 4. 1	325,481	570,925	85,881	113,141	113,141	0	-	26.39%	19.82%
R5. 4. 1	328,310	572,468	84,310	109,644	109,644	0	-	25.68%	19.15%

注 区人口は外国人住民を含む